

各建設業者団体 様

平素より国土交通行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

下記のとおり、公正取引委員会より消費税転嫁対策特別措置法に係る情報提供が2点ありました。

貴団体におかれましては、その趣旨をご理解いただくとともに、お手数ですが、貴団体傘下の会員等に周知いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

①説明会及び相談会の開催について

消費税が5%から8%に引き上げられて1年が経過し、2年後に10%への再引き上げが予定されておりますので、事業者の方々にご参加頂き消費税転嫁等に関するご理解を深めていただければと考えております。

【説明会及び相談会の詳細】

- ・消費税の転嫁拒否等の行為の概要やこれまでの違反事例などについて説明
※消費税法の内容、消費税の転嫁を阻害する旨の表示、総額表示義務の特例、便乗値上げ等を説明する場ではありません。
- ・消費税の転嫁を拒否される側の事業者からの相談の受付
※転嫁拒否をする側からの相談を受け付ける性質のものではなく、
また、消費税法の内容等についての相談を受け付けるものではありません。
- ・説明会及び相談会いずれも参加費は無料
- ・説明会については事前申込みが必要
- ・説明会に参加せず、相談会にだけ参加することも可能。
- ・詳細及び申込み先は以下のリンク先を御参照ください
<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/setumeikai.html>
- ・4月7日現在 説明会の予定（随時更新）

平成27年4月15日（水）	福岡市
平成27年5月19日（火）	出雲市・熊本市
平成27年5月20日（水）	米子市
平成27年5月21日（木）	大分市
平成27年6月10日（水）	札幌市
平成27年6月17日（水）	福山市

②パンフレットの改訂について

改訂版の事業者向けパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」の電子媒体を添付のとおりお送りします。

また、公正取引委員会の掲載先は以下のリンク先を御参照ください

<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.files/1504pamphlet.pdf>

（主な改訂箇所）

- 消費税率10%への引き上げ時期の変更及び消費税転嫁対策特別措置法の期限の延長を反映
- 転嫁拒否等の行為の具体例を実際の指導・勧告事例等を踏まえて修正
- ・詳細及び申込み先は以下のリンク先を御参照ください

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 春日井 貴淑
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
TEL: 03-5253-8111（内線：24727）